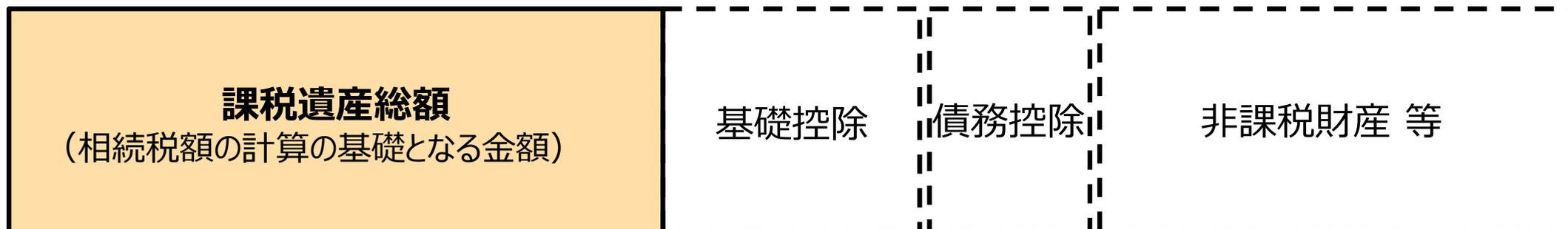


相続税が課税される財産等



相続財産額：17.4兆円（令和2年）

〔内訳〕

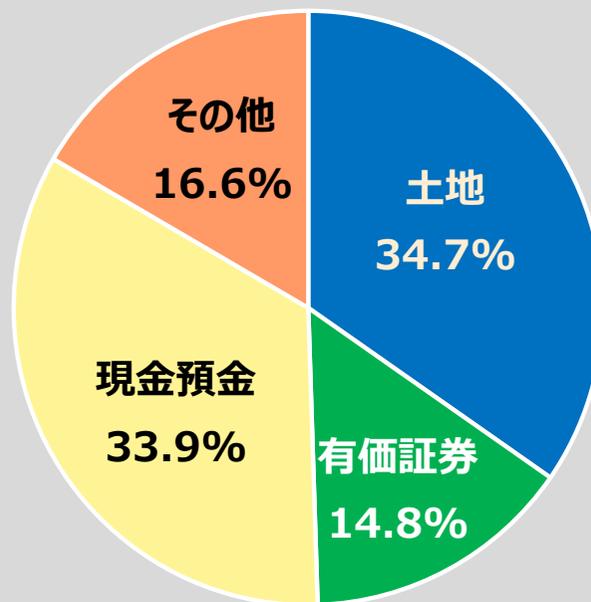
土地：6.0兆円

有価証券：2.6兆円

現金預金：5.9兆円

その他：2.9兆円

※その他：家屋・構築物、生命保険金など



（注）国税庁統計年報書による。

非課税財産

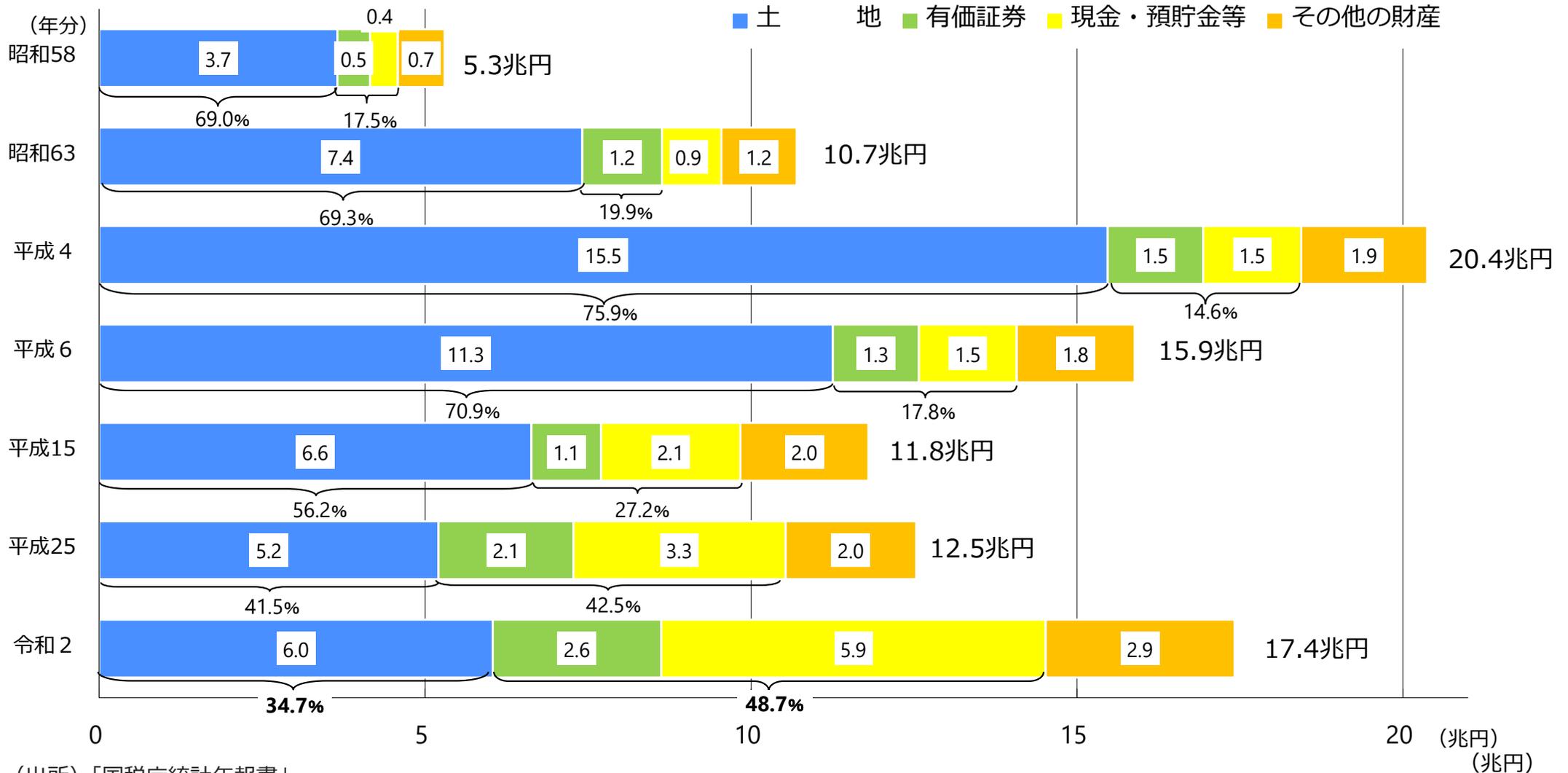
- 墓所・霊びょう等
- 死亡保険金・死亡退職金
(500万円×法定相続人数を限度)
- 相続人が国や公益法人等に贈与
(寄附)した相続財産

課税価格の減額特例

- 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地（400㎡まで80%減額）
 - ・ 居住用宅地（330㎡まで80%減額）

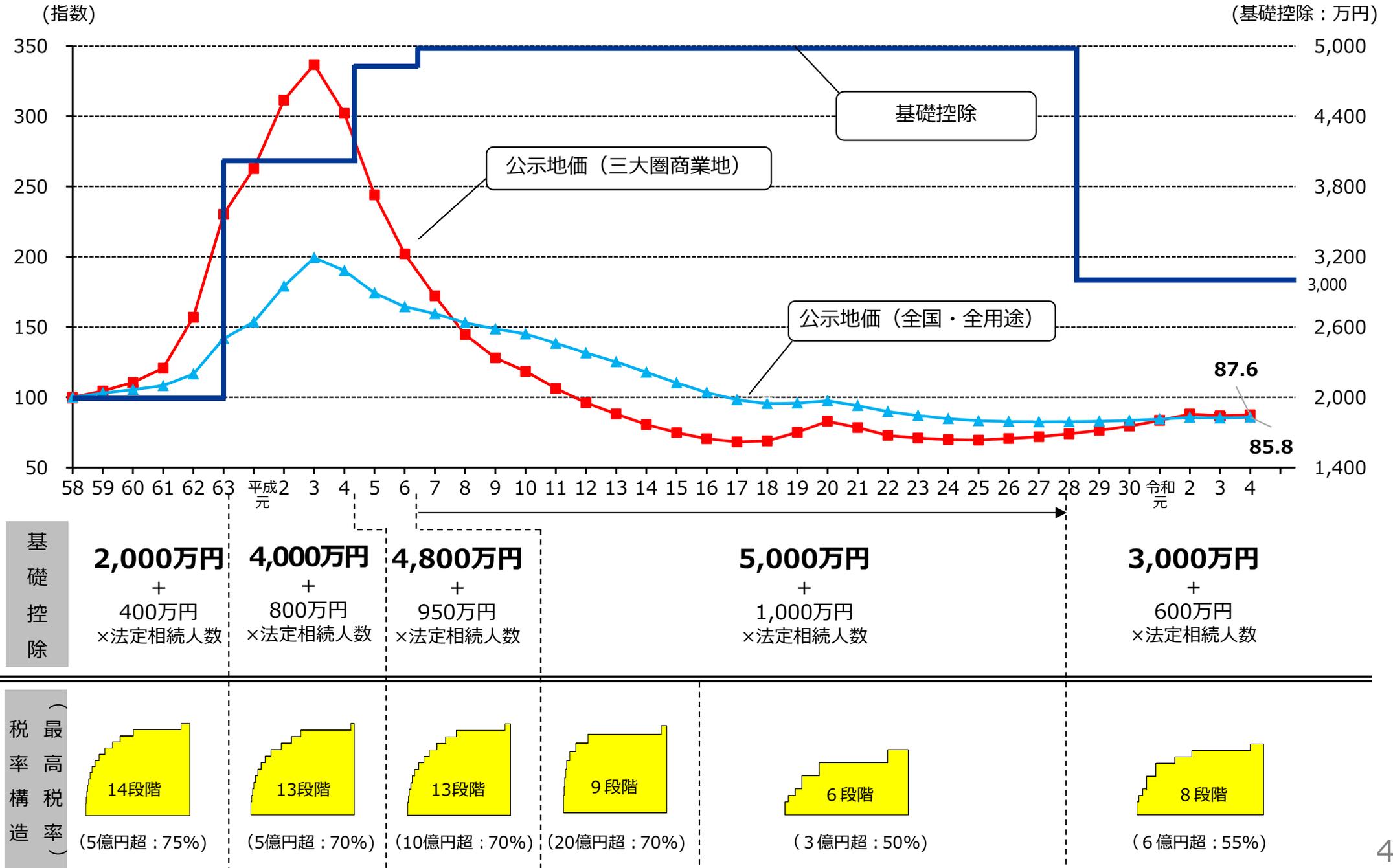
相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第にウェイトが低下。
- これに対し、有価証券及び現金・預貯金等は、令和2年で8.4兆円と大きく増加しており、相続財産に占める割合も48.7%に増加。

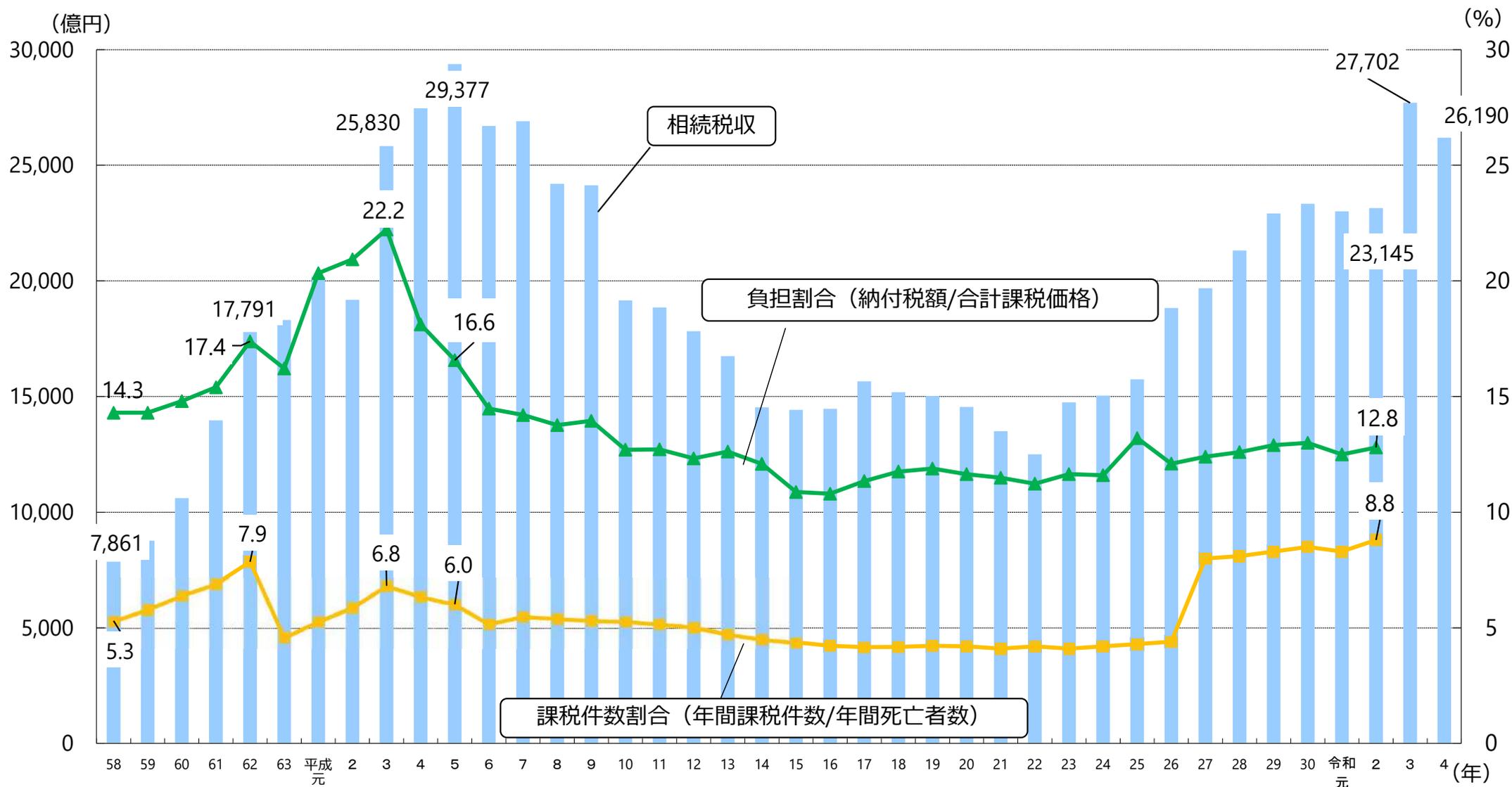


(出所) 「国税庁統計年報書」

地価公示価格指数の推移と相続税の改正



相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移

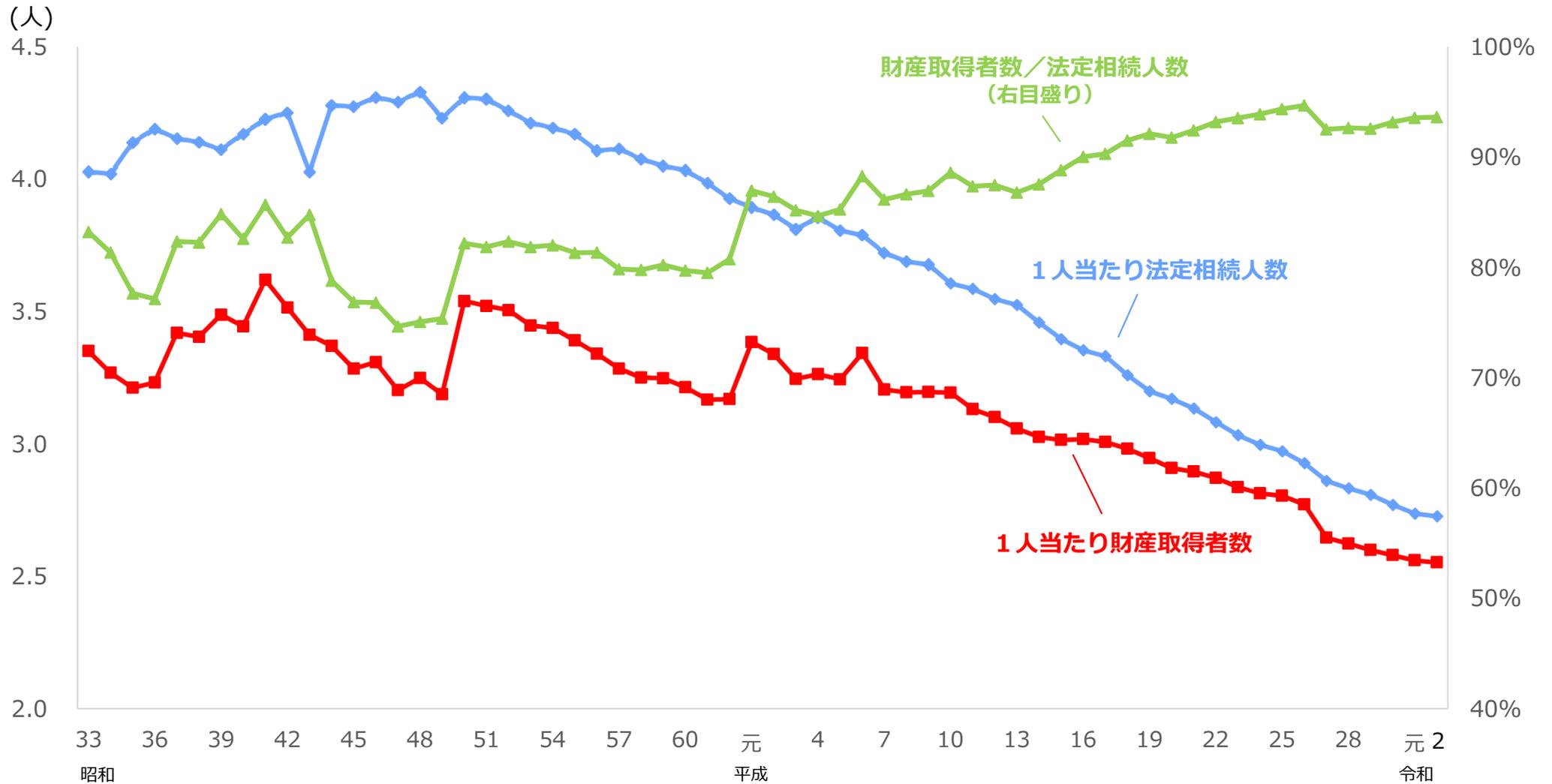


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和3年度以前は決算額、令和4年度は予算額）。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。

相続税申告における1人当たりの法定相続人数・財産取得者数の推移

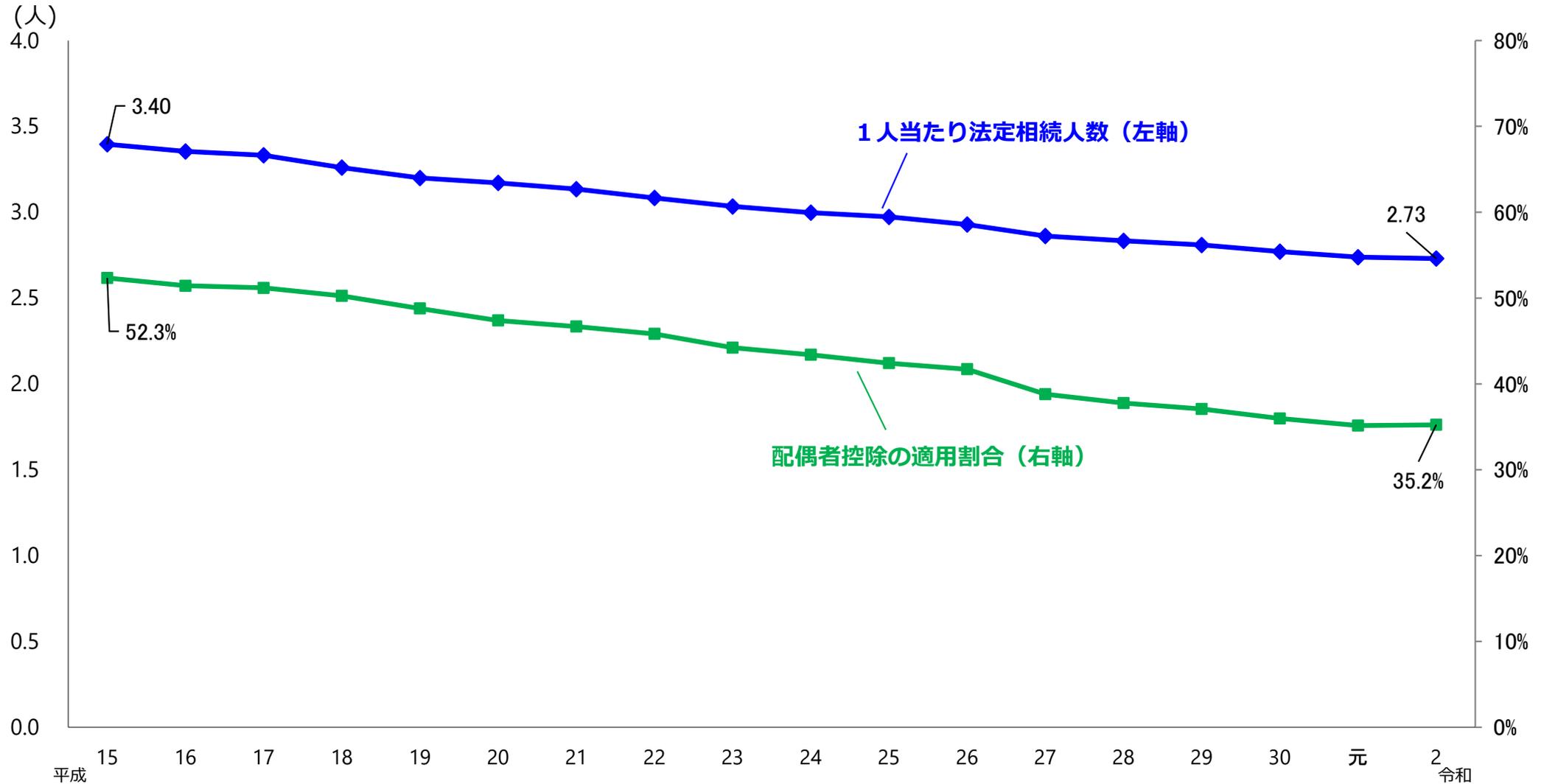
- 被相続人1人に対する法定相続人の数は、昭和50年前後をピークに、減少傾向。
- 法定相続人の数に対する、実際に相続財産を取得した者の数の割合は、平成以降は増加傾向。



(出典) 国税庁統計年報書を元に作成

相続税申告における1人当たりの法定相続人数・配偶者控除の適用割合の推移

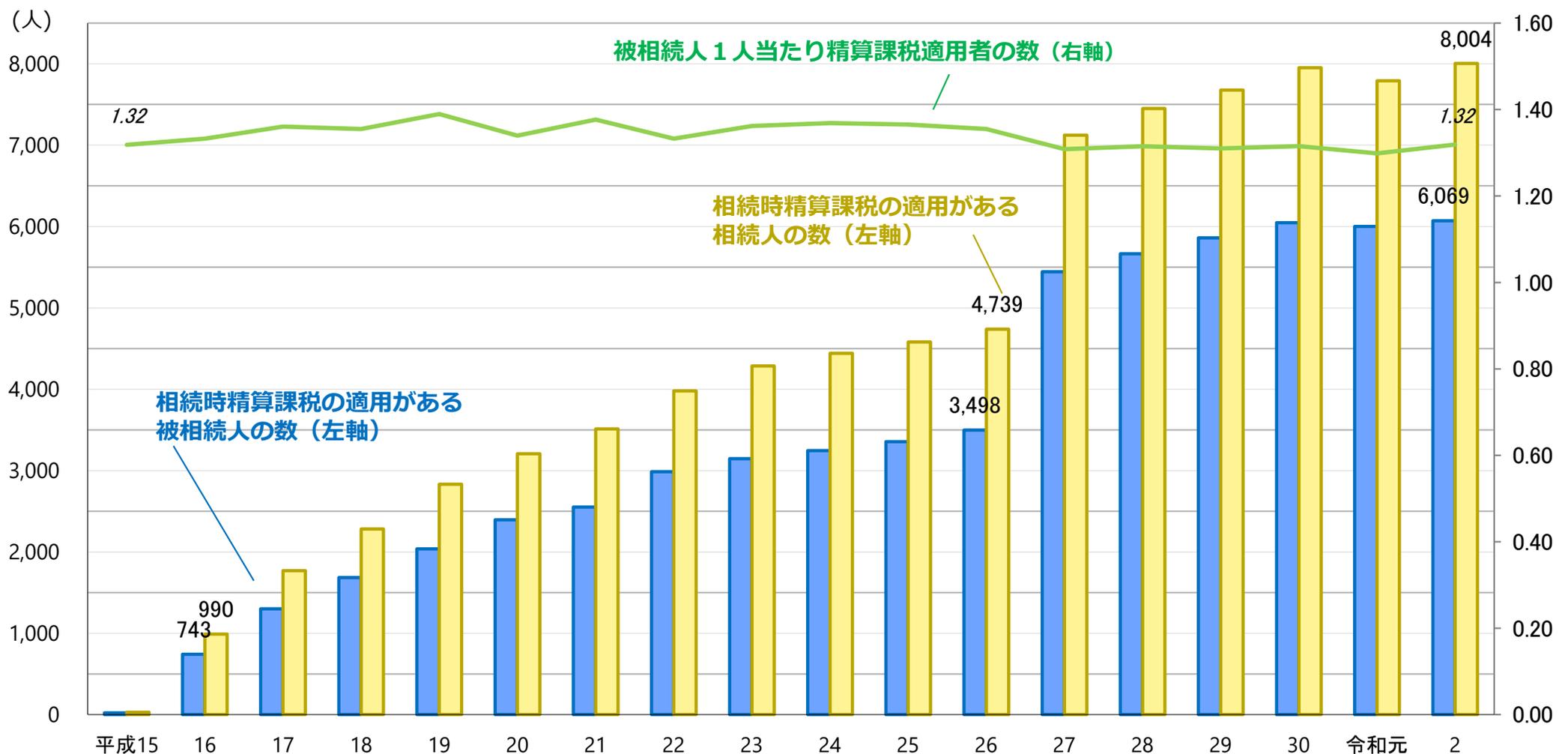
○ 相続税申告における被相続人1人当たりの法定相続人の数や、配偶者控除の適用割合は、いずれも減少傾向。



(出典) 国税庁統計年報書を元に作成

相続税の課税価格に精算課税適用財産価額が含まれる者の推移

- 相続時精算課税の創設（平成15年）以後、相続税の申告において、課税価格に相続時精算課税が適用された財産がある者の数は、被相続人・相続人ともに、増加傾向にある。
- 相続時精算課税が適用された財産がある相続人の数（被相続人1人当たり精算課税適用者数）は、概ね1.3人程度で推移。



(出典) 国税庁統計年報書を元に作成。

贈与税の概要

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%～55%の累進税率（8段階）
※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和

■ 課税状況

- 課税件数 36.4万件
- 贈与財産額 1.4兆円
- 納付税額 2,188億円

相続時精算課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用
贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算

- 特別控除 累積で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者：60歳以上
受贈者：18歳以上の推定相続人・孫

■ 課税状況

- 課税件数 4.0万件
- 贈与財産額 0.7兆円
- 納付税額 599億円

(注) 課税状況の計数は、令和2年分「国税庁統計年報書」による。